

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町が単独で財政運営を行う場合と、1市3町が合併して一つの自治体として財政運営を行う場合の財政シミュレーションについてお知らせします。

財政シミュレーションの方法（主な条件設定）

(1) 歳入

市町村税（市税・町税）

将来の生産年齢人口の増減や過去の実績額の伸び率等により推計しています。

合併する場合は、課税特例期間経過後、固定資産税及び都市計画税に市街化区域内農地の宅地並み課税分（現城山町の区域）を見込んでいます。また、事業所税は、課税免除期間経過後、津久井郡3町分についても見込んでいます。

地方交付税（普通交付税）

国が徴収した税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を地方公共団体（都道府県・市町村）に配分する制度で、基準財政需要額¹が基準財政収入額²を超える地方公共団体に対して交付されます。

普通交付税は、平成16年度の実績額が継続するものと仮定しています。

合併する場合は、合併算定替³を適用し、合併補正（5年度間で30億円）を加えるとともに、合併特例債⁴の償還金相当額の70%を見込んでいます。

1 基準財政需要額

各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算出した一般財源の額。

2 基準財政収入額

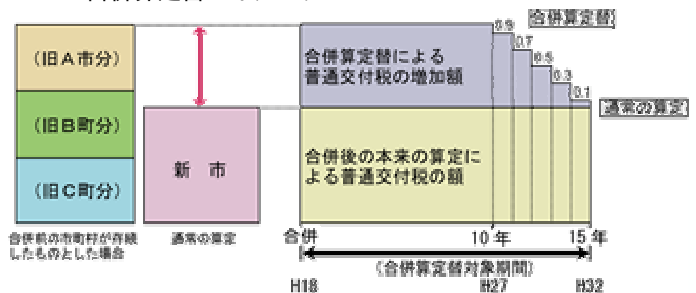
各地方公共団体の財政力を合理的、かつ、客観的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算出した額。

4 合併特例債

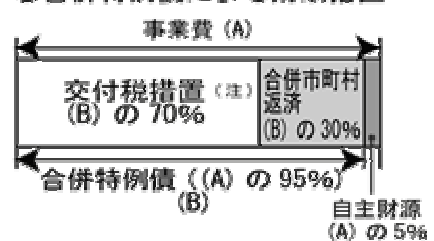
新市が計画（新市建設計画）に基づいて行う地域間の交流や連携を円滑にするための事業や、地域振興のための基金の積立てに要する経費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り地方債（合併特例債）を財源とすることができます。

（注）年度ごとの普通交付税の算定により、新市において、基準財政収入額が基準財政需要額以上となった場合には、普通交付税は交付されません。

3 合併算定替のイメージ



○合併特例債による財政措置



地方債

投資的経費に占める地方債発行額の割合を基に推計しています。

合併する場合は、合併特例債を「発行しない場合」、「起債可能額の50%を発行する場合」、「起債可能額の100%を発行する場合」の3パターンで推計し、発行予定額を合併後10年間均等に計上しています。

このダイジェスト版では、合併特例債を「発行しない場合」、「起債可能額の50%を発行する場合」の2パターンを掲載しています。

その他

過去の実績額の増減率等により推計しています。

合併する場合は、現在、津久井郡広域行政組合が行っている事業に関わる歳入や3町の区域が中核市の区域となることなどに伴う歳入、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込んでいます。

(2) 歳出

人件費

ア 特別職及び一般職

合併しない場合は、特別職（首長など）と一般職の人件費は、平成 15 年度実績額で推計しており、一般職の人件費については、各市町の定員管理計画を反映させています。

合併する場合は、3 町の常勤の特別職（町長、助役、収入役、教育長）については、合併の日の前日をもって失職しますが、一般職の職員は、すべて市の職員として引き継ぐものとしています。

また、3 町の区域が中核市の区域となることなどによる事務の増加に伴い職員の増加が予想されますが、合併によるスケールメリットにより、総務・企画部門等の職員数を減少させることにより、さらに減少させることができると仮定して推計しています。

イ 議会議員

平成 15 年度実績額で推計しています。

合併する場合は、現在の市議会議員 46 名は引き続き在職し、3 町の議会議員は失職しますが、合併特例法に基づく定数特例を適用し、合併後 50 日以内に行われる増員選挙（5 名）や任期満了に伴う合併後最初に行われる一般選挙で新市の議会議員は、51 名になるものとして推計しています。

公債費

市の借金の元金や利息を払うための費用で、合併する場合は、合併特例債の償還も見込んでいます。

投資的経費

道路や学校などを建設するための経費で、過去 5 年度間の実績のうち、最少の額で継続するものとして推計しています。

その他

過去の実績額の増減率等により推計しています。

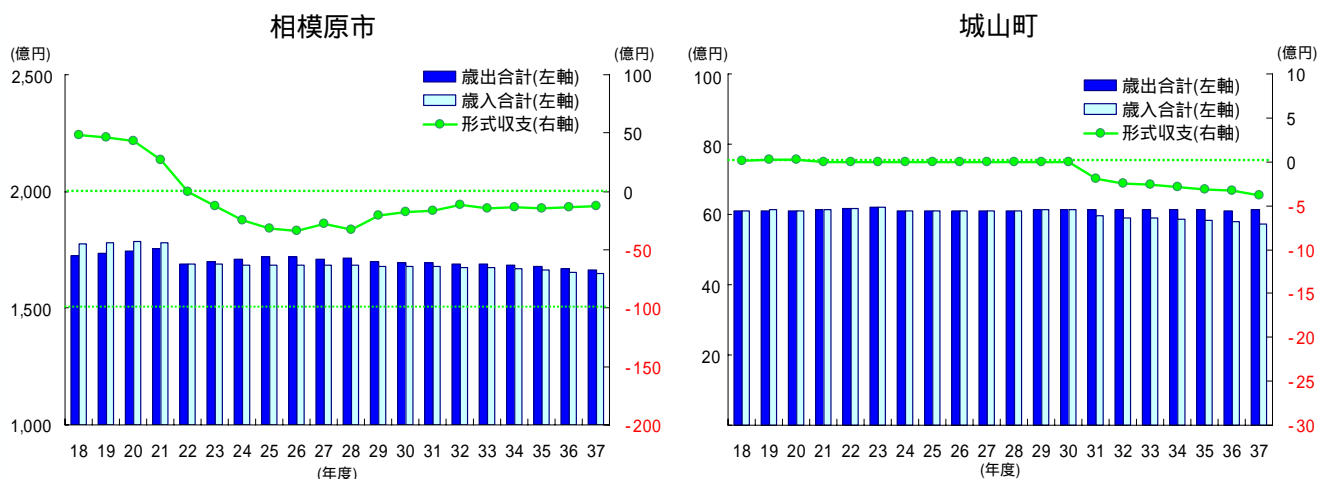
合併する場合は、現在、津久井郡広域行政組合が行っている事業に関わる歳出や 3 町の区域が中核市の区域となることなどに伴う歳出、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込んでいます。

財政シミュレーション結果（1市3町及び新市）

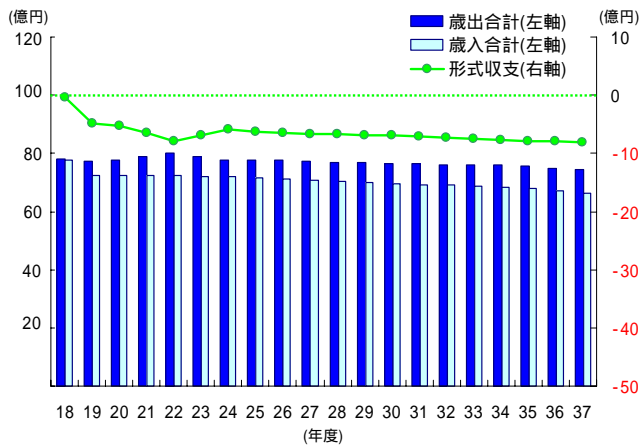
合併しない場合の 1 市 3 町及び合併する場合の新市の財政シミュレーション結果は次のとおりです。

合併する場合は、国からの合併に対する財政支援措置や人件費の削減などで形式収支はほぼプラスで推移しますが、合併の効果を高めるためには、さらに行政の効率化を図ることが必要です。

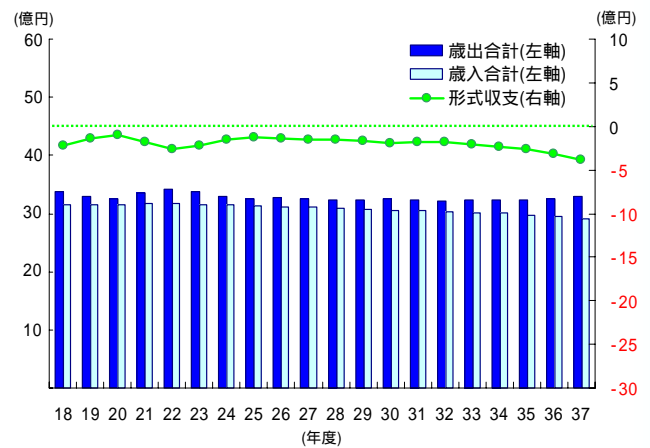
合併しない場合



津久井町

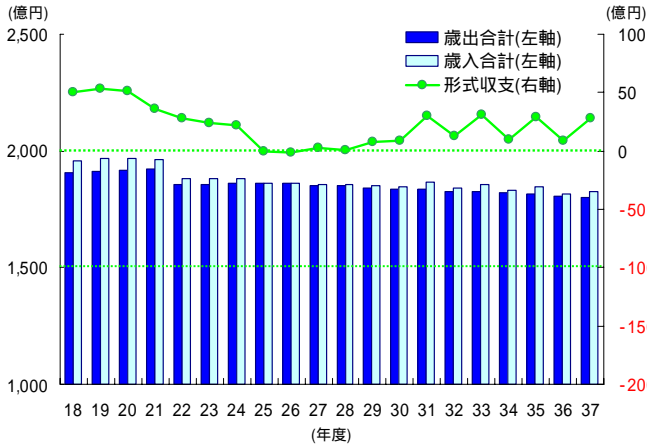


相模湖町

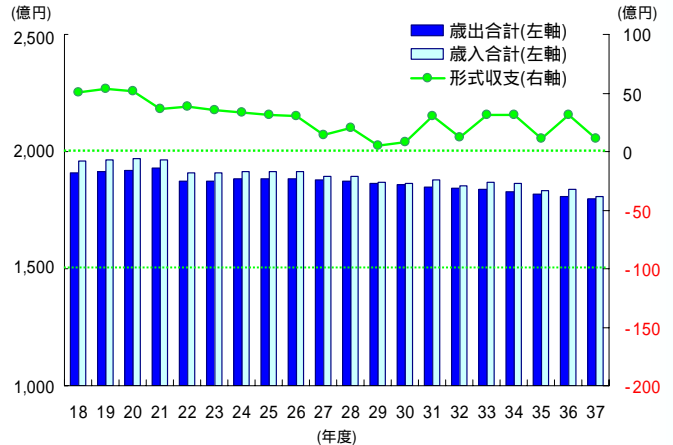


合併する場合

新市 (合併特例債発行なし)



新市 (合併特例債 50% 発行)



合併による主な効果 (合併後 20 年間の削減額・財政支援措置)

一般職及び特別職等の人件費が、
約 392 億円削減されます

一般職 約 316 億円の削減
特別職 約 32 億円の削減
議会議員 約 44 億円の削減

当初は、合併後 15 年間について推計していましたが、より長期的な見通しをお示しするために推計期間を 20 年間としました。

合併後 15 年間の人件費の削減額は次のとおりです。

一般職 約 228 億円の削減
特別職 約 24 億円の削減
議会議員 約 32 億円の削減

財政支援措置・合併特例債を有効に活用したまちづくりができます

合併特例法に基づき、合併特例債の発行が可能 (合併後 10 年間) となるほか、合併市町村補助金や地方交付税などの財政支援措置 (合併後 5 年間) があります

財政支援措置 約 44 億円
合併特例債 約 228.7 億円 (起債可能額の 50% の場合)